令和2年度 甲種防火管理新規講習会実施要領

主催 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部 羽咋郡市防火協会

1. 目的

この講習会は、消防法第8条第1項に定める防火管理者として必要な知識及び技能の修得を目的とする。

2. 受講対象

防火管理者を選任することが義務づけられている防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者、又は希望する者。

3. 日時・場所及び受講人員

| 日程 | 実施年月日 | 時間 | 場所 | 定員 |
|-----|---------------|-------------------------|-------------|------|
| 第1日 | 令和2年10月15日(木) | 午前9時00分 十後4時00分 | 羽咋市鶴多町免田 25 | 35 人 |
| 第2日 | 令和2年10月16日(金) | 午前9時00分 { 午後4時00分 | コスモアイル 羽咋 | |

4. 受講申込手続

(1) 申込書

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部のホームページから申込書をダウンロードしていただくか、各消防署、分署に備えてある用紙を使用し、所定欄に記入の上、申込書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさで、正面向上半身像の写真(写真裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)を所定欄に貼付し提出すること。

(2) 受付期間及び受付場所

| 受付期間 | 受 付 時 間 | 受 付 場 所 |
|-------------|--|--|
| 令和2年9月1日(火) | 午前8時30分から 午後5時15分まで (土曜日・日曜日は除く) | 羽咋市中央町 羽 咋 消 防 署 宝達志水町敷浪 宝達志水消防署 志賀町西山台 志 賀 消 防 署 志賀町里本江 富 来 分 署 |

- ※ 定員に達し次第、期間中でも締め切りとさせていただきますのでお早めにお申し込みください。
- ※ 申込書は持参してください。(代理人でも可)
- ※ 申込後に受講できなくなった場合は、早めに消防本部予防課まで連絡してください。
- 注) インターネット及び電子メールでの受付は行っておりません。

(3) 受講費用

受講費用5,000円(申込時にテキスト代として納入していただきます。)

5. 講習日程

| 第 | 1 日 | 目 | | 第 | 2 日 | 目 |
|---------------|--------|----------------|-------|---------|------|-----------|
| 時間 | 課 | 程 | 時 | 間 | 課 | 程 |
| 8:45 ~ 9:00 | 受 | 付 | 8:45 | ~ 9:00 | 受 | 付 |
| 9:00 ~ 9:20 | オリエンラ | テーション | 9:00 | ~ 10:30 | 施設・記 | 受備の維持管理 |
| 9:20 ~ 11:20 | 防火管理の意 | 義と制度の概要 | 10:40 | ~ 12:00 | 自 | 衛 消 防 |
| 11:30 ~ 12:00 | 防災 | 映画 | 12:00 | ~ 13:00 | 昼 | 食 |
| 12:00 ~ 13:00 | 昼 | 食 | 13:00 | ~ 14:40 | 防火管理 | の進め方と消防計画 |
| 13:00 ~ 14:30 | 火気管理 | (火災の基礎) | 14:50 | ~ 15:30 | 防火管 | 理に係る訓練 |
| 14:40 ~ 16:00 | 火気管理(危 | た険物・地震) | 15:40 | ~ 16:00 | 効 | 果測定 |
| | | | 16:00 | ~ | 修 | 了 証 交 付 |

注)業務の都合により、一部時間を変更する場合があります。

6. 講習テキスト

本講習で使用するテキストは、講習会当日お渡しします。

7. 修了証の交付

全課程(2日間)修了した者に対してのみ修了証を交付します。

- 8. 新型コロナウイルス感染症に関して
- ※ 咳、発熱等体調不良がある方は受講を控えて下さい。
- ※ マスク等感染防止対策は各自で準備して下さい。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響で急遽予定を変更する場合があります。ご了承ください。
- ※ 換気により室温が一定に保てないことがあります。各自、体温調整できるよう準備して下さい。

9. その他

- (1) 講習会当日は、受講票及び筆記用具を必ず持参してください。
- (2) 欠席、遅刻、早退等をされると修了証は交付できません。
- (3) 受講当日は混雑しますので早めに受付を済ませ、会場に掲示してある座席表で受講番号の とおり着席してください。
- (4) 昼食については、会場周辺には飲食店が少ないので弁当の持参等、各自でお願いします。
- (5) 第2日目の防火管理に係る訓練については、消火器等の操作要領の実技を行いますので、軽 装で受講してください。
- (6) その他、詳細については、消防本部予防課へお問い合わせください。